

学術大会規程

令和3年4月6日
研究会理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）定款第4条第1項第1号に基づき、2021年度以降（第56回以降）に開催する学術大会の必要事項を定める。

(定義)

第2条 本研究会が開催する学術大会とは、理学療法学に関する学術研究成果の発表、討議及び最新の学術的知見を研究、学修する場をいう。
2 本研究会が開催する学術大会を通じて理学療法学の発展に寄与する。

(主催等)

第3条 本研究会の主催として学術大会を企画することができる。
2 本研究会は、複数学会やブロック学会等とも共同開催を企画することができる。

(組織)

第4条 学術大会に学術大会長及び副学術大会長を置くことができる。
2 学術大会を開催するため、学術大会準備委員会を置くことができる。
3 学術大会準備委員会内の組織構成並びに人員配置は、学術大会の規模等に応じて適宜構成配置することができる。
4 複数の学会・研究会等による共催等の場合は、開催形式に合わせて学術大会長、副学術大会長、学術大会準備委員長等を適宜選出することができる。
5 学術大会長が必要と認めるときには、顧問、相談役を置くことができる。
6 学術大会準備委員会組織図を別表に示す。

(学術大会長の選出及び任期)

第5条 学術大会長は、本研究会理事会の承認を得た後、一般社団法人 日本理学療法学会連合（以下、「連合」という。）理事会に報告することとする。
2 学術大会長の任期は、任命の日から学術大会開催日の3ヶ月後までとする。ただし、任期中に事後処理が終わらなかった場合は、引き続きその任を負う。

(学術大会準備委員会役員を選出及び任期)

第6条 副学術大会長及び学術大会準備委員長は学術大会長が任命し、本研究会理事会で承認する。

- 2 学術大会準備委員会内の各セクションの責任者は、学術大会長・副学術大会長及び学術大会準備委員長が選出し、本研究会理事会に報告する。
- 3 副学術大会長、学術大会準備委員長、学術大会準備委員の任期は学術大会長の任期と同様とする。

(責任分担)

第7条 学術大会長は、当該学術大会に関する企画、準備、当日運営、事後処理等についてすべての責任を負う。

- 2 副学術大会長は、学術大会長を補佐し、学術大会長に事故あるときは、その任を代理する。
- 3 学術大会準備委員長は学術大会準備委員会内の各セクションを統括し、学術大会全体の調整を行うと共に、企画、準備、当日運営、事後処理を担当する。

(事業計画等の決定)

第8条 学術大会準備委員会が、学術大会の趣意書、事業計画案及び予算案を作成し、本研究会理事会の承認を得た後、連合理事会へ報告する。

- 2 学術大会の趣意書、事業計画案及び予算案承認後に変更が生じたときは、変更内容について本研究会理事会の承認を受けなければならない。尚、開催日程や開催場所、予算に関する変更の場合は、前項同様に、本連合理事会へ報告する。

(費用)

第9条 学術大会の開催にあたっては、以下に挙げる費用をもって、その運営に充てる。

- (1) 参加費
- (2) 広告料
- (3) 展示料
- (4) 協賛金
- (5) その他

(会計)

第10条 学術大会の会計は、本研究会の会計、経理諸規程に従う。

(事業及び決算の報告等)

第11条 学術大会長は、学術大会終了後、遅滞なく事業報告書及び決算報告書を作成し、本研究会理事会の承認を得た後、連合理事会へ報告する。

- 2 収支決算において剰余金が生じた場合は、連合理事会への報告後速やかに消費税負担相当分を除いた剰余金を、連合の「学術大会基金」として納める

こととする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、本研究会理事会の議を経て、連合理事会への報告を要する。

附則

- 1 本規程は、令和3年度以降に開催される学術大会から適応する。
- 2 第11条で示す「学術大会基金」については、2025年度の決算報告以降に見直しを検討する。

【学術大会準備委員会】

